

平成28年2月2日判決言渡

平成24年(ネ)第266号 監視活動停止等請求控訴事件(原審・仙台地方裁判所平成19年(ワ)第1648号外5件)

### 判決要旨

#### 第1 当事者

一審原告 [ ] 外90名(うち5名が控訴人兼被控訴人であり、その余は控訴人)

一審被告国(控訴人兼被控訴人)

#### 第2 主文

- 1 原判決中、一審原告 [ ] に係る部分以外の一審被告敗訴部分を取り消す。
- 2 上記取消しに係る部分の一審原告ら4名の請求をいずれも棄却する。
- 3 一審被告の一審原告 [ ] に係る部分の本件控訴及び一審原告らの本件控訴をいずれも棄却する。
- 4 2項に記載の一審原告ら4名と一審被告との間では訴訟費用は第一、二審とも同原告らの負担とし、一審原告 [ ] と一審被告との間では控訴費用は各自の負担とし、その余の一審原告らと一審被告との間では控訴費用は同原告らの負担とする。

#### 第3 一審原告らの請求の概要

##### 1 差止等請求

###### (1) 主位的請求

一審被告は、自衛隊情報保全隊をして、一審原告らの意見表明、出版、集会、結社、デモ行進、その他的一切の表現活動を監視し、一審原告らに関する情報を収集、記録、整理、利用及び保管をしてはならない。

###### (2) 当審における追加的予備的請求

###### ア 一審原告 [ ]

(ア) 一審被告は、自衛隊情報保全隊をして取得した別紙1(略)の番号1に記載された一審原告 [ ] に関する情報の利用を停止し、同情報を抹消せよ。

(イ) 一審被告は、自衛隊情報保全隊をして、一審原告 [ ] が大崎市議会において行う意見書等の議案提出に関する情報、同原告による議案への賛否に関する情報、同原告の氏名及び所属政党に関する情報を収集、記録、整理、保有してはならない。

(以下略)

##### 2 損害賠償請求

一審被告は、一審原告ら各自に対し、各100万円及びこれに対する遅延損害金を支払え。

#### 第4 事案の概要

##### 1 事案の要旨

本件は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関

する特別措置法（イラク特措法）による自衛隊のイラク派遣（本件派遣）に反対する活動（本件派遣反対活動）等をしていた一審原告ら91名が、外16名の原審相原告ら（控訴をしなかった原審原告ら13名と当審において訴えを取り下げた原審原告ら3名）と共に、一審原告らは、情報保全隊によって、上記活動等を監視され情報を収集等され、憲法上保障された権利を侵害され、精神的苦痛を受けたなどとして、防衛省により各自衛隊を管理、運営する一審被告に対し、人格権等に基づき、情報保全隊による一審原告ら及び原審相原告らの意見表明、出版、集会、結社、デモ行進その他的一切の表現活動の監視、上記各原告らの情報の収集、記録、整理、利用、保管をしてはならないこと並びに上記各原告ら各自につき慰謝料100万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審が、監視等の差止めに係る訴えをいずれも却下し、一審原告ら5名の各慰謝料請求につきこれを認容（一審原告[ ]につき10万円、一審原告[ ]、同[ ]、同[ ]、同[ ]について各5万円）して、その余の一審原告ら及び原審相原告らの各慰謝料請求をいずれも棄却したところ、これに対し、上記各原告ら合計107名のうち94名がその敗訴部分につき控訴して差止め等に係る予備的請求を追加し、一審被告がその敗訴部分につき控訴した（なお、上記94名のうち3名が本件訴えを取り下げ、一審原告らは91名となつた。）。

## 2 前提事実

### (1) 本件各文書

ア 一審原告らは、平成16年1月16日付け「情報資料（16-2）」、同月22日付け「情報資料（16-3）」、同月30日付け「情報資料（16-4）」、同年2月12日付け「情報資料（16-6）」及び同月26日付け「情報資料（16-8）」と題する文書（これらをまとめて「本件文書1」、各文書を順に「本件文書1(1)、同1(2)、同1(3)、同1(4)、同1(5)」）並びに平成15年12月2日付け、平成16年1月20日付け、同年2月4日付け、同月10日付け、同月24日付け及び同年3月3日付け各「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」と題する文書（これらをまとめて「本件文書2」、各文書を順に「本件文書2(1)、同2(2)、同2(3)、同2(4)、同2(5)、同2(6)」。本件文書1と同2を併せて「本件各文書」）を所持するところ、本件各文書は、平成19年6月6日、日本共産党が情報保全隊作成の内部文書の写しとして公表したものである。

イ 本件文書1は、防衛省（当時の防衛庁）における文書の形式に関する訓令所定の文書の形式に合致している。

### (2) 一審原告らの活動状況

原判決別紙活動等一覧表「原告」欄記載の者のうちの一審原告らは、同表「年月日」欄及び「参加した活動等」欄記載のとおり、本件派遣反対活動等に参加した。

### (3) 情報保全隊

防衛省は、自衛隊を管理及び運営等をし、また、その所掌事務として、自衛隊の行動、組織及び装備等に関する事務に必要な情報の収集整理に加え、所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこととされるところ、自衛隊内に設置される情報保全隊は、情報保全隊本部のほか、本部付情報保全隊及び東北方面情報保全隊を含む5つの方面情報保全隊により構成され、自衛隊の施設等の情報保全業務（秘密保全、隊員保全、組織、行動等の保全及び施設、装備品等の保全並びにこれらに関する業務）のために必要な資料及び情報の収集整理及び配布を行うこととされている。

## 第5 爭点

- 1 一審原告らの差止等請求（本件差止等請求）に係る訴えは適法か
  - (1) 本件差止等請求のうちの主位的請求（本件主位的請求）は差止めの対象が特定しているか（争点①ア）
  - (2) 当審における追加的予備的請求（本件追加的予備的請求）は許されるか、また、差止め等の対象が特定しているか（争点①イ）
- 2 情報保全隊が本件各文書を作成したか（争点②）
- 3 情報保全隊による情報収集等の行為が一審原告らに対する関係で国家賠償法（国賠法）上違法となるか（争点③）
- 4 本件差止等請求についての必要性等（争点④）
- 5 一審原告らの損害（争点⑤）

## 第6 当裁判所の判断

### 1 争点①アについて

一審原告らが一審被告に対し差止めを求める「一切の表現活動の監視」による「情報の収集、記録、整理、利用及び保管」は、一義的に明確な用語ではなく、これをもって、差止めの対象たる将来の行為を具体的に特定する機能を有しているとはいひ難いから、本件主位的請求は、不適法といわざるを得ない。

### 2 争点①イについて

#### （訴えの変更の当否）

訴え却下判決に対する控訴審における訴えの変更は、そもそも控訴審の審判の対象が訴え却下の当否に限られ、請求の当否を問題にしないのが原則であり、控訴審で請求の当否を審理した場合には、反対当事者の審級の利益が奪われると考えられることなどからすれば、原則として許されないものというべきである。ただし、前提となる事実関係について一審裁判所が審理を遂げ、反対当事者において異議がないなどの事情が認められ、訴えの変更を許すことによって相手方の審級の利益を害することなく、訴訟手続を遅滞させるおそれもないときは上記訴えの変更が許される場合があるとはいえる。しかし、本件においては、差止請求に損害賠償請求が併合されている関係で一審被告（情報保全隊）による情報収集等に関する事実関係について一定の審理は遂げられているものの、差止請求については、単に情報収集の違法性という争点のみならず、差止めの必要性という別途の争点があり、この点につき原審において審理が遂げられているとは理解できないし、本件追加的予備的請求の内容には、一審原告ら

において、当審において新たに追加された事実関係に基づく部分もあり、請求の基礎の同一性に疑問のある請求も含まれている。また、本件追加的予備的変更について反対当事者である一審被告に異議がないとはいえない。そうすると、上記訴えの変更については、例外的に許されるべき事情が備わっているとは認められず、許されないと判断される。なお、この点に関しては、理由中の判断にとどめる。

### 3 爭点②について

本件各文書につき、真の原本が存在し、かつ、これらが情報保全隊によって作成されたと認めるのが相当である。

### 4 爭点③について

- (1) 認定事実（略）
- (2) 検討

#### ア 情報収集活動と法令上の根拠

行政機関が行う情報収集活動について、常に個々の法律上の明文規定が必要とまでは解されず、自衛隊の施設等の情報保全業務のために必要な資料及び情報の収集整理及び配布を行うこととされている情報保全隊において、収集の対象となる情報に個人に関する情報が含まれるとしても、そのゆえをもって直ちに個人の人格に関する権利利益が侵害されたということはできず、その法令上の根拠が明らかでないことから、その収集行為が当該個人に対する関係で国賠法上、違法であるということはできない。

#### イ 違法性についての判断

本件においては、主に情報保全隊による本件派遣反対活動に関する情報の収集行為が一審原告らとの関係において、国賠法上、違法性を有するかどうかが問題となっているところ、この点を判断するにあたっては、情報収集行為の目的、必要性、態様、情報の管理方法、情報の私事性、秘匿性の程度、個人の属性、その他の事情を総合考慮する必要がある。

#### （ア）情報収集行為の目的及び必要性

a 少なくとも平成15年11月から平成16年2月までの間、情報保全隊は、本件派遣反対活動に関する情報を全国的にまた詳細に収集したことが認められるところ、当時、本件派遣反対活動としては、全国各地で同活動に関する集会の開催、デモ行進、署名活動等が行われたほか、自衛隊若じくは隊員に対して直接的な働きかけを伴う行動としては、多くの事象（①防衛省や自衛隊駐屯地周辺における出兵拒否の呼びかけや座り込みも含む街宣活動、②駐屯地に出向いて種々の申し入れを行う行動、③駐屯地に対して葉書を送付する行動、④自衛隊官舎周辺における出兵拒否の呼びかけ等を含む街宣活動、⑤自衛隊官舎に対するアンケート用紙の投函等が主なものであるが、中には、⑥防衛省建物や駐屯地に対する飛翔物の発射、⑦派遣部隊が乗ったバスの経路を妨害する行動等）が発生していたところであり、本件派遣反対活動について、情報保全隊が把握した件数は、多いときで1週間に1

00件を超えていたというのであるから、一審被告（国）の方針に従って、本件派遣の遂行、その他の責務を与えられていた自衛隊が、その施設、隊員等を保全するという目的で、その業務の遂行に影響を与える可能性のある行為として上記活動全般について情報を収集する必要性があると判断したことは相応の理由があったというべきである。そして、その目的からすれば、上記活動そのものの情報収集が主眼であり、特定の個人に関する情報をことさらに収集することを目的としていたものとは考え難い。

- b ただ、情報保全隊が情報収集の対象とし、本件各文書に記載したものの中には、「医療費負担増の凍結・見直し」、「04国民春闘」、「年金改案反対」、「右翼による北方領土の日の集会への参加の呼びかけ」等に関する各街宣活動等や、「小林多喜二展」等に関するものがあるところ、これらについては、「自衛隊に対する外部の働きかけ等から、部隊を保全するために必要な資料の収集及び情報の整理収集等」の観点からしてもその必要性を認め難い。上記のような街宣活動等に、本件派遣反対活動を行っている団体等が関与することがあったとしても、そのことによって、当然に上記必要性が満たされるものではない。
- c 上記情報収集行為は、一審原告らにおいても認識していない態様でなされたことを考慮すると、当時、自衛隊において本件派遣に反対する国民世論等の盛り上がりを牽制する目的をもって実施されたものとは考え難い。

#### (イ) 情報収集行為の態様

情報保全隊は、デモ行進等について、その関係者や団体に関する情報も含め、その内容に関する情報を事前に収集し、また、実施される場所に赴いて収集することもあり、その場合に写真撮影や録音をすることがあること、しかし、その場合でもデモ行進等の参加者等に対して何らかの有形力や強制力を行使するような態様で情報は収集しないこと、デモ行進等に關係する団体に所属する個人に関する情報については公開されているものから収集し、外部からの働きかけ等を行う人物を特定し、自衛隊への影響を判断した上で必要最小限度の個人情報を収集すること、これらの情報は、自ら、あるいは、自衛隊内の他の部署から情報提供を受けたり、他の行政機関から非公開の情報の提供を受けることもある。

#### (ウ) 情報の管理方法等

情報保全隊が収集した情報は、陸上自衛隊内で共有され、その情報提供を受けた部署で活用されることがあること、収集した情報及びそれに基づき作成された文書は、「序秘」又は「注意」に指定され、通達等の定めに従い管理され、一定期間経過後、廃棄等の処分がされること、これらの情報は、目的達成に必要な短期間の保有が予定され、その間目的外使用や漏えいがされないように管理されている。

#### (エ) 被侵害利益等

a 行政機関保有個人情報保護法に定める「個人情報」

個人に関する情報といつても極めて多種多様なものがあると考えられることからすれば、同法2条2項に定める個人情報に該当すれば、それが直ちに不法行為法上、法的保護に値する個人に関する情報であるとまでは認め難い。

b プライバシー及び自己情報コントロール権

(a) 憲法13条は、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人の私的な事柄に関する情報をみだりに第三者に取得、開示又は公表されない自由を有するものと解され、そのような利益又は権利(いわゆるプライバシー権)は人格権の一つとして、不法行為法上、法的保護に値するということができる。

(b) 自己情報コントロール権については、その対象範囲、取得、保有、利用の提供のいずれの段階においても対象となるのかなど外延が必ずしも明らかではなく、不法行為法上、法的保護に値する権利としての成熟性を認め難い。しかしながら、個人情報保護の重要性が増したとの考え方の下、個人情報保護法制の整備が進められた平成15年から平成16年当時においても、行政機関が取得、保有した個人に関するどのような情報がプライバシーとして法的保護に値するのか、行政機関のどのような行為がプライバシー侵害を構成するかなどを検討するに当たっては、自己情報コントロール権の考え方、また、個人の権利利益の保護をも目的としつつ行政機関としてあるべき姿を示したと考えられる行政機関保有個人情報保護法の定め(同法3条等)は斟酌されるべきものといえる。

(c) ただ、上記のような考え方方に立っても、一般的にいえば、自らが公開の場所で行った活動、それ自体の情報については秘匿性に乏しく、第三者にみだりに取得、開示、公表されたくないとの期待は、当然に保護されるべきものとは考え難く、特別の事情のない限りプライバシーに係る情報として法的保護の対象とは認め難いというべきである。

c 肖像権

(a) 個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしにみだりにその容ぼう、姿態を撮影されない自由を有しているとはいえる。しかし、本件各文書中に一審原告らが参加したと主張する活動等の開催地を撮影場所として付記した写真を認めることはできない。

(b) 情報保全隊が集会等から情報収集する際に写真撮影を行う場合があることが認められ、一審原告らが参加した集会においてもそのような形で写真撮影された可能性は考えられるところである。しかし、肖像権の侵害となる「容ぼう、姿態」の撮影とは、通常、個人に着眼した撮影をいうものと解されるのであって、一審原告らが参加し

た集会等において、犯罪に至るおそれなど正当な理由がないにもかかわらず、個人に着眼したような形での撮影が行われたとすれば、肖像権侵害となる余地はあるが、そのような形での撮影が行われたと認めるに足りる証拠はないから、結局のところ、肖像権侵害をいう一審原告らの主張は採用できない。

d 思想良心の自由

(a) 前記イ(イ)のような態様で行われる情報保全隊の情報収集活動は、一審原告らが特定の思想を持つことを禁じたり、その露見を強制したりするような性質を有するものとはいえず、一審原告らの思想良心の自由を侵害するものとはいえない。

(b) 一審原告らは、本件における情報保全隊の情報収集活動は、一審原告らに対し反自衛隊ではない思想を事実上強制し、思想による不利益扱いをするものであって、一審原告らの思想良心の自由を侵害する旨主張する。しかし、情報保全隊が本件派遣反対活動の情報を収集し、その情報を「反自衛隊活動」と表記するなどしたとしても、それらのことが一審原告らの「内心を推知したもの」とか、「思想による不利益扱いをするもの」とは理解し難いし、上記情報収集活動の目的が国内世論の弾圧にあるとも認められないから、上記情報収集活動について、一審原告ら主張のように評価することは相当ではない。

e 表現の自由

(a) 前記イ(イ)のような態様で行われる情報保全隊の情報収集活動は、一審原告らの表現活動等に対し何らかの妨害行為となるような性質を有しているとはいえない。一審原告らが本件各文書に記載されたような活動をした当時、情報保全隊によって情報収集活動が行われていることを認識していなかったことからすれば、当時において、情報保全隊の情報収集活動は、直接的に一審原告らの表現行為に対し萎縮効果をもたらすものではなかったともいえる。したがって、上記情報収集活動が、一審原告らの表現の自由を制約するものと評価することは相当ではない。

(b) 一審原告らは、上記情報収集活動を知ってからはそれを前提とした対応を余儀なくされているから一審原告らに対する萎縮効果は甚大である旨主張する。しかし、本件派遣反対活動が適法な形で行われる以上、その参加者に対して行政機関等がそのゆえをもって不利益を課すことが許されないことは明らかであるところ、上記活動等を契機として、同活動に参加した参加者らに何らかの具体的な不利益が生じたと認めるに足りる証拠はないのであって、将来同種活動等に参加することに消極的になるということが一般的であるとは考え難い。

f 知る権利

一審原告らは、同原告らの知る権利が制限されるに至る経過として、情報保全隊の情報収集活動が継続的に報道機関の取材活動に及ぶことにより、多くの記者は自衛隊への取材を回避するようになる旨主張するが、報道という重要な職務に携わる記者らがそのような行動をとることはあってはならないことであり、また、記者らがそのような行動に及んだと認めるに足りる証拠ないから、一審原告らの主張はその前提を欠くものとして採用できない。

g 平和的生存権

平和主義が、憲法の重要な理念の一つであることは疑いを入れない。しかしながら、憲法前文は、憲法の基本的理念を表明したものであって、直ちにそれ自体に裁判規範性を認めることは困難であること、平和的生存権の具体的な外延が必ずしも明らかでないことなどからすれば、具体的な法的権利性を認めることは困難であり、平和的生存権を根拠として損害賠償請求や差止請求をすることができる旨の一審原告らの主張は採用できない。

h 監視等されない自由

一審原告らは、国家権力から「監視等されない自由」は、憲法13条に基づき認められた人権である旨主張するが、権利概念として必ずしも明確なものとはいえない。その主張する内容には一部プライバシーが含まれると考えられるところ、その限度で権利が保護されるとはいえるが、「監視等される」ということが、本件における情報保全隊による情報収集を含む意味を持つとすれば、前記したところからして、そのような権利が憲法13条によって保障されているとはいえない。

(イ) 小括

a 情報保全隊は、各種団体や国民の自衛隊に関する活動については広範囲に情報を収集し、また、本件各文書が作成された時期は、本件派遣反対活動が活発化している時期であったことから詳細に同活動に関する情報を収集しているといえるところ、本件派遣反対活動が、相当数、自衛隊に対して直接的な対応を迫るような形でなされ、ごく一部には実力行使を含む態様をもってなされている場合において、同活動一般について自衛隊における情報収集の必要性を否定することはできない。そして、その必要性が認められる以上、上記活動を行う団体についてその組織構成、規模、本件派遣反対活動の内容、態様等について前記イ(イ)のような態様で情報を収集することは、それ自体で違法性を有するものとはいえない。

上記の点に関して、一審原告らは、一部の団体が実力行使に及んでいたとしても、そのことは平穡な態様で行われる一審原告らの本件派遣反対活動について情報収集する理由にはならない旨主張する。しか

し、上記活動を全体として情報収集する必要性は否定できないし、同活動の内容も様々なものがあると考えられ、それによって必要性の有無を区別するのも困難であると考えられるから、上記一審原告らの主張は採用できない。ただ、その必要性の程度については、自衛隊として直接的な対応を迫られる可能性がある自衛隊若しくは隊員に対して直接的な働きかけを伴う行動とそれ以外の行動とでは、差があるとみるのが相当である。

- b また、情報保全隊の情報収集活動は、一般的には、デモ行進等の参加者等に対して何らかの有形力や強制力を行使したり、情報収集していることを明らかにするような態様でされたとは認められない。そして、収集された情報については、一定期間経過後は廃棄するものとされ、その管理体制も構築されており、その体制が不備であるとまで認めるに足りる証拠はない。
- c そして、一審原告らが情報保全隊により個人情報を収集されたことにより侵害される利益の性質についての判断は、前記イ(エ)のとおりである。
- d 以上のことからすると、情報保全隊が本件派遣反対活動において行われる前記イ(イ)のような態様で行われる一般的な情報収集は、その情報の中に個人に関する情報が存在するとしても、そのことだけからは直ちには違法性を有するものとはいえない。しかし、一方、前記のとおり何人も個人の私的な事柄に関する情報をみだりに第三者に取得、開示又は公表されない自由（プライバシー）を有し、これは人格的利益として法的保護に値する。また、行政機関は、私人とは異なり、情報収集能力に優れ、個人に関する情報が蓄積されやすい（蓄積されるほど漏えいの危険性が高まるともいえる。）という特性を有し、また、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限られ、また、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないとされているとされていることも考慮されなければならない。そして、情報保全隊は、一般に、個人に関する情報について、「外部からの働きかけ等を行う人物を特定し、自衛隊への影響を判断した上で必要最小限の個人情報を収集するようにしている。収集すべき個人情報の中に氏名は含まれ、職業、住所、生年月日、本籍、学歴、所属団体、所属政党、個人の交友関係も含まれうる。」という運用をしていると認められるところ、上記各情報は、一般的にはプライバシーに属しうるものであり、その収集には当然一定の限度があるべきであり、上記各情報の収集については、上記必要性が認められても、その必要性の程度も考慮の上で、その収集態様等によっては違法性を有する場合があり得るというべきである。
- e 以下においては、上記のような観点に立って、一審原告ら各自について、情報保全隊による情報収集行為等が違法性を有するかどうかを

個別に検討する。

ウ 一審原告ら各自に関する判断

(ア) 本件各文書に氏名の記載のない一審原告ら（一審原告[ ]を除く。）

a 一審原告らにおいて、本件各文書に記載のある集会等に参加したとしても、情報保全隊が、その集会等の概要について、情報を収集、保有することを違法といえないことは前記のとおりであり、本件各文書に氏名の記載がない一審原告らについては、一審被告によって、上記一審原告らの個人に関する情報が個人として特定された上で取得等されたとみることも相当ではないから、上記情報保全隊の行為が、上記一審原告らの人格的な権利利益を侵害したとはいえない。

b 上記一審原告らのうち、一審原告[ ]外3名は、本件各文書に記載のある集会やデモ行進の主催団体の代表者は、許可申請書に氏名等を記載することから、その氏名等が公安委員会等から情報保全隊に伝えられ、同隊において同原告らの代表者としての個人情報が収集等された旨主張する。しかし、本件において、上記事実を直接裏付ける証拠はない。確かに情報保全隊において、上記許可申請書等を入手し、同書面に代表者の氏名が記載されていることはあり得るが、集会やデモ行進に関する情報提供を受ける際に、常に許可申請書等を入手していたかは明らかではないし、仮にそのようなことがあったとしてもそれは当該集会等の情報提供に付随するものであって、当該特定の個人の情報収集を目的としたものとは考え難いから、そのことによって、上記一審原告ら個人に関する情報が収集されたと評価することは相当ではない。また、小林多喜二展に関する情報収集の必要性を認め難いことは前記のとおりであるが、一審原告[ ]の個人に関する情報が取得されていたとは認め難いから、上記情報収集によって同原告の人格権が侵害されたとは認められない。

(イ) 一審原告[ ]

一審原告[ ]については、本件各文書に氏名の記載はないが、他の情報を併せ考えると、本件各文書に記載されている「P市議」が同原告を指すと考えることはできる。一審原告[ ]は、市議会議員であり、本件各文書に記載されている同原告の情報は、同原告が日本共産党に所属する議員であり、議会に「イラクへの武力攻撃に反対する意見書」と題する議案を提出したことを主な内容とするものであって、政治活動そのものである。このような情報は、その性質上、有権者を含む他の第三者に了知されることを当然の前提とする情報であると考えられ、その秘匿性がないか、極めて乏しいものと考えられる。そして、自衛隊が本件派遣反対活動に関する情報を収集することの必要性は否定できない。そうすると、一審原告[ ]の個人に関する情報が本件各文書に記載された限度で情報保全隊によって取得等されたといえるとしても、その

ことをもって違法なものということはできない。

(イ) 本件各文書に氏名の記載のある一審原告ら

a 一審原告 [REDACTED], 同 [REDACTED], 同 [REDACTED]

(a) 上記一審原告らについては、本件派遣反対活動に関与した者として本件各文書に氏名が記載されている。しかし、同原告らは、いずれも地方議会の議員として活動しており、本件各文書に記載されている同原告らの情報の主な内容は、同原告らが日本共産党に所属する議員であって本件派遣に反対する社会運動団体の関係者であり、成人式会場で、同式への参加者らに対し、本件派遣に反対である、あるいは、本件派遣が憲法違反であると訴えたなどというものであって、公の場における政治活動あるいはそれに準じる社会的な活動に関するものと評価すべきである。このような情報は、その性質上、有権者を含む他の第三者に了知されることを前提とする情報であると考えられ、その秘匿性に乏しいものと考えられる。そして、前記のとおり、自衛隊が本件派遣反対活動に関する情報を収集することの必要性は否定できない。そうすると、上記一審原告らの個人に関する情報が本件各文書に記載された限度で情報保全隊によって取得等されたといえるとしても、そのことをもって違法なものということはできない。

(b) 上記一審原告らは、公的立場にある者であれば、所属政党等、その思想信条に関する情報や人格的自律に係る表現活動に関する情報を、国家権力にいかなる目的で収集等されることも受容しなければならないということは憲法19条、21条の趣旨に反する旨主張する。確かに、思想信条があつて政党に所属していると考えられることからすれば、政党に所属しているということは思想信条と関連する情報であるといえるが、一方、政党は、一定の政治理念実現のために政治権力への参与を目的とする団体であり、その政党の議員である、あるいは選挙に立候補するということは、通常、その立場を明らかにした上で、広くその政治理念を有権者等に訴えていくものであることからすれば、政党に所属する議員が政治理念に関する事項を公の場で訴えたという情報は秘匿性に乏しい情報との評価を免れない。そして、本件各文書に上記一審原告らの所属政党等に関する記載があるとしても、それは前記のとおり、本件派遣反対活動に関する情報に付隨する情報として記載されたものと考えられるのであって、当該個人に着目して収集され記載されたものとは考え難い。もとより、議員といえども、自衛隊（情報保全隊）によって、必要性もないのに議員個人に着目して継続的に情報が収集されるなどした場合には、その態様如何によっては違法性を有する場合があり得ると考えられるが、本件において収集された情報の性質、その収集態様は前記認定のとおりであり、また、その公に意思表明された内

容との関係で自衛隊に情報収集の必要性が認められるという事情の存する本件においては、情報保全隊による前記認定に係る上記一審原告らに関する情報の収集が憲法19条、21条の趣旨に反するということは相当ではない。なお、一審原告[REDACTED]による上記活動が新日本婦人の会の活動であるとしても上記判断は左右されない。また、この点に関する判断は、前記一審原告[REDACTED]並びに後記一審原告[REDACTED]及び同[REDACTED]においても同趣旨で妥当する。

b 一審原告[REDACTED]

(a) 一審原告[REDACTED]は、本件派遣に反対するライブ活動を行ったこと、本件文書1(2)には、その概要についての記載があること、本件文書2(2)には、上記概要のみならず、一審原告[REDACTED]がライブ活動において明らかにしていない本名及び職業（勤務先）並びにライブ関係者に対して同原告のライブ活動の今後の予定を聞いた旨の各記載があることが認められる。そして、本件文書1(2)には、一審原告[REDACTED]の本名及び職業（勤務先）の記載がないにもかかわらず、本件文書2(2)にはその記載があり、その記載位置が時系列的にみると不自然であること、同原告は、上記ライブ活動当時、同活動に関して町民課長から問い合わせを受けたことに弁論の全趣旨を考慮すると、情報保全隊は、一審原告[REDACTED]のライブ活動を契機として、同原告の本名及び職業（勤務先）を探索し、また、今後のライブ活動の予定に関する情報を収集したものと認めるのが相当である。そして、自衛隊において、「自衛隊に対する外部の働きかけ等から、部隊を保全するために必要な資料の収集及び情報の整理収集等」の観点から本件派遣反対活動について情報収集の必要性があるとしても、一審原告[REDACTED]が行ったのはライブ活動であって、前記するところの「自衛隊若しくは隊員に対しての直接的な働きかけを伴う行動」とはいえず、同原告がライブ活動を行ったこと及びその内容について情報を取得すればそれ以上に同原告が公にしておらず、また、一般的に公になっていなかった本名及び職業（勤務先）を探索する必要性は認め難いというべきである。そうであるにもかかわらず、情報保全隊は、一審原告[REDACTED]のプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるべき本名及び職業（勤務先）について探索して取得、保有し、ひいては経緯はともかく結果としてそれが明らかになっており、同原告のプライバシーが侵害されたと認めるのが相当であり、上記情報保全隊による一審原告[REDACTED]の上記プライバシーに係る情報の収集、保有は違法なものというべきである。

(b) 上記の点に関し、一審被告は、亘理町は船岡駐屯地が所在する柴田町に隣接し、上記ライブ活動が実施された店舗は自衛隊員の家族が利用するなどしていたから、同店で行われる本件派遣反対活動は、隊員及びその家族への悪影響等が生じることが考えられる状況にあ

った、また、本名や職業は、単純な個人識別情報又は外延情報にすぎず、社会生活を営む上で一定の範囲では当然に開示されるべき情報である上、一審原告[ ]は歌手であり、その本名及び職業を他者に知られることは当然に予測、受忍していたといえる旨主張する。しかし、船岡駐屯地と上記店舗は約10キロメートル離れているのであって、有意な影響があるとは考え難い。また、本名や職業を一定の範囲で開示しているとしても、それは誰しもが日常的に行っている（ただし、本名と職業とではその範囲に相違があることも多いと思われる。）ことであって、そだだからといって自己が欲しない第三者にこれを知られたくないと考えることは自然なことであるから、第三者がそれを探索することが常に許されるとはいはず、上記の範囲で開示していることをもってその探索がプライバシー侵害に当たらないとはいえない。また、一審原告[ ]は歌手として活動していたとしても、職業としていたわけではなく、その本名及び職業（勤務先）を他者に知られることは当然に予測、受忍していたともいえないし、自衛隊の活動に反対する活動をしていたのであるから、本名及び職業（勤務先）を自衛隊に知られたくないと感じることは自然なことと理解できる。したがって、上記一審被告の主張は、一審原告[ ]に関する情報収集行為の違法性に関する上記認定を左右するものではない（本件各文書が作成された当時、情報保全室長であった証人末安雅之も、一般論ではあるが「公（多くの人が知り得る立場にあるような状況）になっていない氏名を仮に情報保全隊が調べていたら、それは問題のある行為である。」旨証言している。）。

c 一審原告[ ]、同[ ]

上記一審原告らについては、本件派遣反対活動に関与した者として本件各文書に氏名が記載されている。しかし、一審原告[ ]は、市長選挙に2回にわたり立候補し、また、「有事立法阻止秋田県実行委員会」の代表世話人として活動し、同[ ]は、労働組合の要職を歴任し、また、「有事立法阻止秋田県実行委員会」の事務局長としての立場にあり、両名とも高い知名度を有していた。そして、本件各文書に記載されている上記一審原告らの情報の主な内容は、同原告らがそれぞれ本件派遣反対活動を行う団体の関係者であり、成人式会場で本件派遣反対活動を行ったなどというものであって、公の場における社会的な活動に関するものと評価すべきである。このような情報は、その性質上、第三者に了知されることを前提とする情報であると考えられ、その秘匿性に乏しいものと考えられる。そして、自衛隊が本件派遣反対活動に関する情報を収集することの必要性は否定できない。そうすると、一審原告[ ]、同[ ]の個人に関する情報が本件各文書に記載された限度で情報保全隊によって取得等されたといえるとしても、その

ことをもって違法なものということはできない。

5 争点⑤（一審原告らの損害）について

一審原告 [ ] は、明らかにしていなかった本名及び職業（勤務先）というプライバシーに係る情報を情報保全隊によって違法に収集、保有され、また、そのことが明らかになったことにより、精神的苦痛を被ったことが認められる。そして、一審原告 [ ] に関する上記情報の性質その他本件に現れた諸般の事情に照らすと、その慰謝料額としては10万円が相当である。

6 以上によれば、一審原告らの請求のうち、差止請求については、本件主位的請求を却下し、本件追加的予備的変更は、この変更を許さないのが相当であり、損害賠償請求については、一審原告 [ ] の請求についてのみ慰謝料10万円及びこれに対する平成21年3月17日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で認容し、その余の一審原告らの請求を棄却するのが相当である。したがって、一審被告敗訴部分のうち、一審原告 [ ] に係る部分以外の部分を取り消し、その取消しに係る部分の一審原告ら4名の請求をいずれも棄却し、一審被告の一審原告 [ ] に係る部分の本件控訴及び一審原告らの本件控訴をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官

吉久保正人

人

裁判官

鈴木陽一

一

裁判官

澤聰子

子